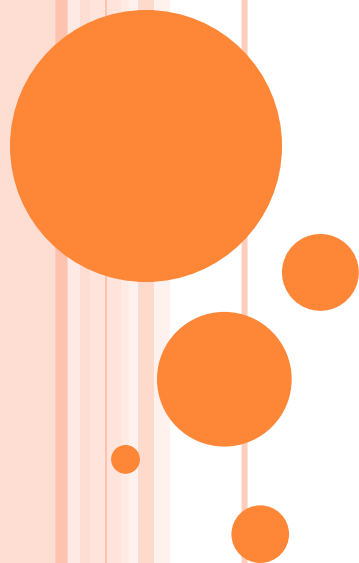


定住自立圏構想の概要について



1. 定住自立圏構想とは

- ・平成21年に国（総務省）が創設した制度
- ・定住自立圏は、法律ではなく、柔軟な運用が可能となる「要綱」に基づき形成される。
- ・平成29年1月16日現在 全国で130市が中心市宣言を行い、116の圏域で定住自立圏が形成されている。

【定住自立圏構想とは】（総務省HPより）

我が国は、今後、総人口の減少及び少子化・高齢化の進行が見込まれています。今後は、三大都市圏でも人口減少が見込まれますが、特に地方においては、大幅な人口減少と急速な少子化・高齢化が見込まれています。

このような状況を踏まえ、地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することが求められています。

市町村の主体的取組として、「中心市」の都市機能と「近隣市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPOや企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策です。

平成21年4月から全国展開し、現在、各地で取組が進んでいます。

2. 定住自立圏のイメージ



「近くにある大きい都市」の「都市機能」を使いながら圏域が「自立」して、「定住」できる環境を整えることが目標

3. 定住自立圏形成の手順

中心市宣言

- ・ 一定の要件を備える都市が、今後定住自立圏に取り組むことを宣言
【函館市は平成25年9月26日に宣言】

条例制定

- ・ 定住自立圏形成協定は「議決事項」とする内容の条例を制定
【函館市は平成25年12月議会で制定】

協定締結

- ・ 中心市と連携の意志を有する自治体との間で「1対1」の協定を締結
【函館市は平成26年3月27日に締結】

ビジョン策定

- ・ 協定内容に基づき、具体的な事業計画を策定
- ・ 各分野の専門家を中心に「外部組織」を設立
- ・ 南北海道定住自立圏共生ビジョン
【平成26年9月30日策定】

定住自立圏形成完了

- ・ 国や道にビジョンを提出し、形成完了

以降、毎年共生ビジョンの内容について協議し、必要に応じ、変更の手続きを行う。

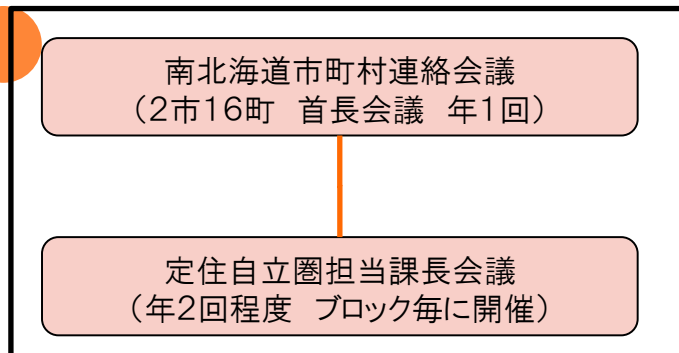
- ・ 第1回変更：平成27年10月
- ・ 第2回変更：平成28年10月
- ・ 第3回変更：平成29年2月

4. 南北海道定住自立圏の概要

(1) 圏域を形成する市町

- ・渡島・檜山管内全18市町
函館市（中心市），北斗市，松前町，福島町，知内町，木古内町，七飯町
鹿部町，森町，八雲町，長万部町，江差町，上ノ国町，厚沢部町，乙部町
奥尻町，今金町，せたな町

(2) 圏域での協議



共生ビジョン懇談会(年2回程度)

(メンバー構成)

- ・委員数:12名(中心市5名, 連携市町7名)
※圏域を3つのブロックに分け, ブロック毎に委員を選出
- ・選出分野(平成29年5月16日現在)
 - (1)学識経験者 1名(中心市)
 - (2)医療 1名(中心市)
 - (3)まちづくり・観光 8名(中心市1, 連携市町7)
 - (4)公共交通 1名(中心市)
 - (5)国際化 1名(中心市)

4. 南北海道定住自立圏の概要

(3) 協定項目

- ・協定項目は3分野6項目8区分（協定分野は国が定め、内容は各自治体が決定）

① 生活機能の強化に係る政策分野

ア 広域医療体制等の充実

広域救急医療体制の充実

初期救急医療体制の充実 ※北斗市、七飯町とのみ協定締結

イ 広域観光の推進

プロモーション活動の実施

滞在型観光促進に資する観光メニューの開発

② 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

ア 地域公共交通

圏域内における公共交通手段の維持および確保等

イ 基幹道路等ネットワーク整備の促進

圏域内における交通ネットワークの形成

ウ 国際化の推進

圏域における国際化の推進

4. 南北海道定住自立圏の概要

③ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

ア 人材育成等 職員の合同研修等の実施

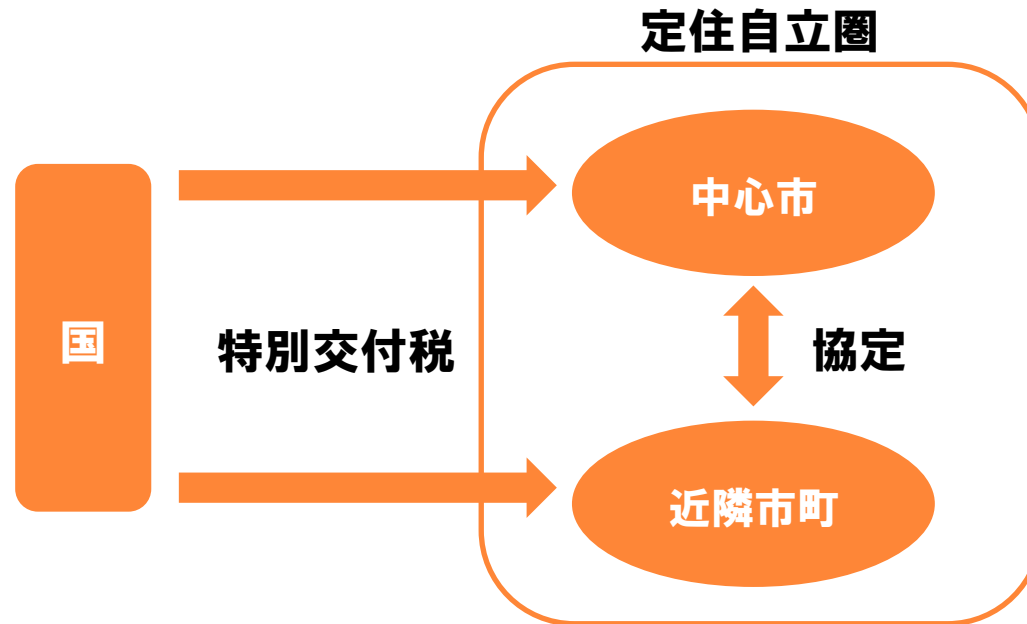
(4) 具体的な連携事業

- ・ 3つの分野のうち少なくとも1以上について、函館市（中心市）と各市町が1対1で連携。
- ・ 平成28年度は14事業を実施。

分野／連携市町	事業数	北斗市	松前町	福島町	知内町	木古内町	七飯町	鹿部町	森町	八雲町	長万部町	江差町	上ノ国町	厚沢部町	乙部町	奥尻町	今金町	せたな町
①生活機能	6	4	3	3	3	3	4	3	3	3	3	5	5	5	5	4	3	3
②結びつきやネットワーク	6	6	5	5	5	6	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	4
③圏域マネジメント能力	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1
計	14	11	9	9	9	10	10	9	9	9	9	11	10	10	10	9	8	8

5. 財政支援措置について

- ・国は、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市および近隣市町の取組に対し、財政措置を講ずる。**※ビジョン記載事業のみが対象**



- ★中心市は年8,500万円を基本として人口・面積等を勘案し上限額算定
- ★近隣市町は年1,500万円を上限